

<報道発表資料>

令和7年6月30日

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表

京都市では、市民や観光旅行者等の皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、平成27年4月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、繰り返し「客引き行為等禁止区域（以下、「禁止区域」という。）」において客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第11条の規定による命令に違反した者について、条例第18条の規定により、公表します。

また、条例第11条の規定による命令に違反した者は、条例第21条第1号の規定により、過料に処される対象となります。

1 でい たける 出井 武

(1) 住所

京都市東山区宮川筋1丁目

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年1月8日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年1月30日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年2月12日午後5時33分頃、京都市中京区木屋町通真橋上る東側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年9月12日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年12月20日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

2 かじやま はやて
梶山 颯

(1) 住所

京都市山科区西野岸ノ下町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエール三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和6年10月26日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年11月8日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年2月13日午後5時43分頃、京都市中京区木屋町通龍馬西入路上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年10月9日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年10月16日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

3 いいじま ゆうた
飯島 勇太

(1) 住所

京都市上京区小川通今出川上る中小川町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「つばき」

京都市中京区鍋屋町215 SAKIZO木屋町215ビル4階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年2月4日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年2月12日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年2月20日午後5時53分頃、京都市中京区木屋町通八之舟入西入紙屋橋上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年8月2日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年11月23日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

4 株式会社 ^{インフェクション} Infection (代表取締役 ^{にしはら} 西原 ^{かつひろ} 甲浩)

(1) 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区名駅南三丁目12番16号ルポゼ名駅南702

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「つばき」

京都市中京区鍋屋町215 SAKIZO木屋町215ビル4階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年1月8日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年2月3日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年2月20日午後5時53分頃、京都市中京区木屋町通八之舟入西入紙屋橋上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年11月2日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年11月23日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

5 ^{さと}里井 ^{あらた}新汰

(1) 住所

京都市左京区川端通二条下孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年1月31日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年2月20日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年2月26日午後5時47分頃、京都市中京区木屋町通真橋東側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年1月18日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年1月28日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

6 株式会社レイズ（代表取締役 よしかわ だいき 吉川 大輝）

- (1) 主たる事務所の所在地
名古屋市中村区則武一丁目7番13号T's Dream403号
- (2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等
「京串」
京都市下京区真苧屋町218
G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容
禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実
上記の者は、令和7年2月4日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年2月10日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年3月1日午後8時36分頃、京都市下京区東塩小路町590番地2京都ヨドバシ南側路上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過
上記の者は、令和7年1月10日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年1月28日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

7 たかだ なつみ 高田 夏海

- (1) 住所
京都市山科区榎辻封シ川町
- (2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等
「ひとさじ」
京都市中京区山崎町236-2 ルミエール三条3階

(3) 命令の内容
禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実
上記の者は、令和6年7月12日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年7月24日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年3月26日午後8時55分頃、京都市中京区木屋町通六角西入山崎橋上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過
上記の者は、令和6年2月15日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年5月30日に同条

第2項の規定による勧告を受けていた。

8 株式会社レイズ（代表取締役 よしかわ だいき 吉川 大輝）

(1) 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区則武一丁目7番13号T's Dream403号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

京都市下京区真苧屋町218

Garnet Starting Bldg 3F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年4月26日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年4月30日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年5月7日午後8時07分頃、京都市下京区東塩小路町590番地2京都ヨドバシ南側路上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年4月4日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年4月22日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

9 きとひ あらた 里井 新汰

(1) 住所

京都市左京区川端通二条下孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年4月12日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年5月1日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年5月8日午後5時43分頃、京都市下京区西木屋町通真橋西詰路上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和7年3月26日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年4月10日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

10 さかもと どうしん
阪本 道心

(1) 住所

滋賀県大津市南郷三丁目

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「京串」

京都市下京区真苧屋町218

G a r n e t S t a r t i n g B l d g 3 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和7年4月22日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年5月2日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年5月24日午後6時22分頃、京都市下京区木津屋橋通不明門上る路上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年6月13日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年10月18日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

<参 考>

京都市では、平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、禁止区域に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

なお、令和2年4月1日からは、公表範囲の拡大や両罰規定の新設等、取組の強化を図った改正条例を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

(参考) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 (抄)

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行かせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表等)

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 次の店舗等の名称及び所在地
 - ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等
 - イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

電話：075-222-3193